

議事要旨(3)企業会計基準「金融商品に関する会計基準(案)」について

大橋研究員より、資料 審議事項(3)-1「公表にあたって『金融商品に関する会計基準』の公表(案)」、審議事項(3)-2「金融商品に関する会計基準(案)」及び審議事項(3)-3「公開草案に対するコメントの概要と対応案」等に基づき、公開草案へのコメントを受けての修正案の紹介が行われた。

修正の概要は、以下である。

- 金銭債務への償却原価法の適用に関し、負債については収入額に基づいて計上するという公開草案での表現が適切でない、とのコメントがあった。これに対し、会計上は、金銭債権と債権金額が異なる価額で取得した場合において、この差額の性格が金利の調整と認められるときは、金銭債権について、償却原価法に基づいて算定された価額をもって貸借対照表価額とすることとなることと同様に、金銭債務についても、当該差額は一般に金利の調整という性格を有しているため、償却原価法に基づいて算定された価額をもって貸借対照表価額とすることが適当であるということの説明する趣旨であることから、その趣旨が明確になる表現に改めた。
- 今回の改正が、「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」や会社法及び会社法への対応として公表された複数の会計基準等への対応に限られていることに関し、他の事項についても改正の検討対象とすべきではないか、とのコメントがあった。これに対し、今回は最小限必要な改正を行ったものであること、及び、今後も企業会計を取り巻く環境の変化に応じ、会計基準等の整備・改善に努力していく予定である旨を明記した。
- その他有価証券評価差額金に類するものの表示場所に関する国際的な取扱いに関し、純資産の部に表示するとしているが、国際的に純資産の部はないとのコメントがあった。これに対し、記述の趣旨は、資産と負債の差額の部分としての純資産に表示するという趣旨であるので、それが明確になる表現(資産と負債の差額である「純資産の部」)に修正した。
- コメントへの対応以外の修正点として、改正基準の適用初年度においては、会計基準の変更に伴う会計方針の変更として取り扱う旨を注意的に追加記載した。
- 償却原価法について、「差額に相当する金額を弁済期又は償還期に至るまで毎期一定の方法で貸借対照表価額に加減する」としていたが、金融商品会計に関する実務指針第57項の表現も考慮し、『貸借対照表価額』を『取得価額』に修正した。

コメントに対する質疑は以下である。

- 金銭債務への償却原価法の適用の説明は、金銭債権への償却原価法の適用を最初に説明したうえで、金銭債権との類似性にその根拠を求めるように読めるが、金銭債権と結びつける必要はなく、金銭債権についての記述を削除するか、もしくは記載の順序を変更したほうがいいのではないかと意見があった。これに対し、検討する旨が事務局より回答された。

なお、本会計基準(案)は、次回(第110回)の委員会で議決が予定されている。

以上

(財)財務会計基準機構の Web サイトに掲載した情報は、著作権法及び国際著作権条約をはじめ、その他の無体財産権に関する法律並びに条約によって保護されています。許可なく複写・転載等を行うことはこれらの法律により禁じられています。